

# 別 紙

「規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に関する  
中間答申」に対する関係府省の意見及びこれに対する見解

重点検討分野の改革

1 放送・通信分野

事 項	意 見	当会議の見解
<p>(1) 公共放送としてのNHKの在り方の見直し</p> <p>(2) 放送事業に関する規制の見直し</p> <p>(3) 通信事業における競争の促進</p> <p>(4) 通信・放送の融合に対応した制度の整備</p> <p>(総務省)</p>	<p>通信・放送分野の規制改革については、先般「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」（平成18年6月20日）（以下「政府与党合意」という。）が取りまとめられ、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）において、「『通信・放送の在り方に関する政府与党合意』に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する。」とされたところである。</p> <p>総務省としては、上記閣議決定に基づき所要の措置を着実に講じていく所存であり、政府与党合意の内容と整合性の取れた記述とすべきと考える。</p> <p>（以下、修正案）</p> <p>(1) 公共放送としてのNHKの在り方の見直し</p> <p>【問題意識】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「NHKの業務、」の段落及び次の段落中の「このような折、」を削除</li> </ul> <p>【具体的施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の項目を追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>ガバナンスの強化</li> <li>「政府与党合意」に基づき、「NHKのガバナンス強化に向け、経営委員会の抜本的な改革を行うこととし、一部委員の常勤化、事務局の抜本的強化、コンプライアンス組織の設置、メンバー構成の再検討などを早急に行い、措置する」べきである。</li> </ul> </li> <li>・ ア本文を以下のとおり修正し、(ア)及び(イ)を削除 <ul style="list-style-type: none"> <li>保有チャンネル数の削減等</li> <li>ア 「政府与党合意」に基づき、「保有チャンネル（8波）の削減については、難視聴解消のためのチャンネル以外の衛星放送を対象に、削減後のチャンネルがこれまで以上に有効活用されるよう、十分詰めた検討を行う」べきである。</li> </ul> </li> <li>・ イを以下のとおり修正 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 「政府与党合意」に基づき、「NHK本体について、子会社全体の整理・統合を図ることを前提として、音楽・芸能・スポー</li> </ul> </li> </ul>	<p>当会議としては、「放送・通信の在り方に関する政府与党合意」やそれを受けた「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に基づき、放送・通信分野の規制改革が進展することを大いに期待している。</p> <p>そこで、本中間答申では、こうした政府の方針が着実に実施されるよう、当会議としての問題意識を述べるとともに、同方針の実現に向けて今後行われる関係者間の協議等による具体的方策の検討にあたって、必要と判断される諸施策について提言するものである。</p> <p>したがって、「放送・通信の在り方に関する政府与党合意」の表現にとどめるべきとの指摘は、今後検討が行われる実現のための施策について具体的・建設的な議論を喚起するものではなく、本中間答申の意義を否定するものであることから、修正には応じられない。</p>

ツ等の制作部門の一部を本体から分離して、関連子会社と一体化した上で、新たな子会社とすることを検討する」とともに、「番組アーカイブについて、ブロードバンドを通じて有料で公開することを可能とするため、必要な対応を行う」べきである。

さらに、「政府与党合意」に基づき、「新たに外国人向けの映像による国際放送を早期に開始する」べきである。「その際、新たに子会社を設立し、民間の出資等を積極的に受け入れるとともに、必要な国費を投入する」べきである。

- ・ を以下のとおり修正  
    伝送部門の会計峻別等  
    「政府与党合意」に基づき、NHKの「伝送部門において、会計の峻別等を行う」べきである。
- ・ を削除
- ・ 以下の項目を追加  
    受信料についての検討  
    「政府与党合意」に基づき、「NHKの内部の改革を進めた上で、受信料引き下げのあり方、受信料支払いの義務及び外部情報の活用についての検討を早急に行い、必要な措置を取る」べきである。  
    「その後、更に必要があれば、罰則化も検討する」べきである。

(2) 放送事業に関する規制の見直し

【問題意識】

- ・ 1段落目から3段落目まで及び4段落目の冒頭「なお、」を削除

【具体的施策】

- ・ を以下のとおり修正  
    マスメディア集中排除原則の緩和  
    「政府与党合意」に基づき、マスメディア集中排除原則を、自由度の高い形で早急に緩和するべきである。
- ・ を以下のとおり修正  
    コンテンツ市場の形成等  
    「政府与党合意」に基づき、放送事業者が、外部調達の増大に努めることを期待する。また、コンテンツ市場の形成を進めるべきである。特にNHKは、実情を踏まえつつ、番組制作の外部調達を今以上とするよう努めるべきである。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ を削除</li> <li>・ を削除</li> </ul> <p>(3) 通信事業における競争の促進</p> <p>【具体的施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ を以下のとおり修正             <ul style="list-style-type: none"> <li>公正競争確保のための諸施策の徹底</li> <li>(略)例えば、市場支配力の濫用を防止する観点から、市場構造の変化に対応し得るドミナント規制の適正な運用や次世代網の開放を含む接続ルールの整備等、事業規制の在り方を見直し、早急に制度整備を行うべきである。【平成18年度検討開始、結論を得たものから逐次実施】</li> </ul> </li> </ul> <p>(4) 通信・放送の融合に対応した制度の整備</p> <p>【問題意識】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2行目から3行目「及び通信インフラを利用した放送コンテンツの流通を促進するための法体系の整備」を削除</li> </ul> <p>【具体的施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ の【 】内、「放送法制の見直しを踏まえつつ」を削除</li> <li>・ を以下のとおり修正             <ul style="list-style-type: none"> <li>通信と放送の融合に関する総合的な法体系の検討【平成18年度検討開始、平成22年までに結論】</li> <li>「政府与党合意」に基づき、「通信と放送に関する総合的な法体系について、基幹放送の概念の維持を前提に早急に検討に着手し、2010年までに結論を得る」べきである。</li> </ul> </li> </ul>	
<p>(4) 通信・放送の融合に対応した制度の整備</p> <p>インターネット配信の著作権法上の位置付けの明確化</p> <p>(文部科学省)</p>	<p>以下のとおり修正されたい。</p> <p>「IPマルチキャスト方式による自主放送に関しても著作権法上、放送として扱われるよう、速やかに対応すべきである。事業の実態の推移や放送法制における位置付け等に留意しつつ検討すべきである。」</p> <p>さらに、現行の著作権法には、実態にそぐわない規定が散見されることから、放送・有線放送区分を統合し、伝送路の多様化に対応した包括的な規定とする等、技術革新に対応した抜本改正を行うべきである。</p> <p>加えて、放送コンテンツの二次利用及びオンデマンド方式による配信などインターネット配信全般の著作権法上の取扱いについて引き続き検討し結論を得るべきである。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ IPマルチキャスト放送では、映像品質や操作性等のサービス面において、通常の放送と何ら変わることはない効用を享受することが可能であることから、「自主放送」の取扱いについても、放送として取り扱うことが適当と判断される。</li> <li>・ また、「知的財産推進計画2005」(平成17年6月10日)において、「既存の流通機構にとらわれない新しいビジネスの流れが進む中で、コンテンツ流通大国に向けて、放送番組等とインターネットの関係や著作権等の課題、業界の近代化・合理化などの幅広い改革について2005年度中に結論を得る」</li> </ul>

	<p>(理由)</p> <p>文化審議会著作権分科会法制問題小委員会の議論を注視していただいているとのことだが、当該小委員会が以下のとおり、現時点では対応できない旨の見解を示しているにも関わらず、貴会議が「放送として扱われるよう、速やかに対応すべき」との見解をとられるのはなぜか。当該小委員会を示された課題を解決できるとの見通しなく、無責任に結論を示すような記載をするのは適当でない。</p> <p>【文化審議会著作権分科会法制問題小委員会（IPマルチキャスト放送及び罰則・取締り関係）報告書（案）（抄）】</p> <p>「IPマルチキャスト放送による「自主放送」部分の取扱いについては、（ア）著作隣接権の付与の可否など論点が広範にわたること、権利が制限されることとなる実演家等の理解を得る必要があることから、十分な準備期間を設けた上で検討する必要があること</p> <p>（イ）WIPOで検討されている放送条約案の検討状況や、今度の通信・放送の融合に係る放送法制の見直しの検討状況、IPマルチキャスト放送の実態を見極める必要があることから、直ちに制度改正を行うことはできず、今後、引き続き検討を行った上で結論を得るべきである。」</p> <p>「実態にそぐわない」とのことだが、権利の保護と利用の適切なバランスや事業の公共的役割等の観点から、著作物の利用の実態に即した規定を設けているところ。</p> <p>また、「放送・有線放送区分を統合し、伝送路の多様化に対応した包括的な規定とする等、技術革新に対応した抜本改正を行うべき」とあるが、放送法制上も「放送」と「有線放送」は別に取り扱われている現時点において、著作権法上、放送・有線放送区分を統合する必要性があるとは考えられない。</p> <p>なお、インターネット配信については、国際条約においても放送と区別して取り扱われており、我が国のみでの判断でその著作権法上の位置付けを変更することはできない。</p>	<p>とされたところであり、さらに、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）（平成18年3月31日閣議決定）」では、「既存コンテンツ資産のブロードバンド上での再利用の促進」、「コンテンツの流通手段としてのインターネットの位置付け検討」について、それぞれ平成18年度に「国際的な動向を踏まえ、検討・結論」とされていることから、速やかに対応すべきと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば、技術等の進化により、利用者にとっては有線テレビ放送と、質的にあるいはサービス内容等での差異が感じられないブロードバンド通信網を介したコンテンツ配信が、著作権法上自動公衆送信として扱われる等、実態にそぐわない部分が存在している。</li> <li>・放送・通信の融合を進めるためには、現行の仕組みをゼロベースで見直し、伝送路の多様化に対応した包括的な規定を策定する必要がある。そこで、まずは同じ放送の枠組みの中で、「放送」と「有線放送」の区分を統合する必要があると認識しているところである。</li> <li>・また、ブロードバンド網が急速に整備されつつある現状に鑑み、技術革新の恩典を広く国民が享受するためには、早期に結論を得るべき課題であるとの認識である。</li> <li>・国際的な議論や検討が必要であることは当会議も承知しているところ。当会議としては、技術の進展や利用実態に即したルール策定を行う上で、我が国の関係機関が国際的な議論の場で先導的役割を果たしていくことを期待するものである。</li> </ul> <p>したがって、貴省修文には応じられない。</p>
--	---	---

2 教育分野

事 項	意 見	当会議の見解
<p>( 1 ) 学校選択の普及促進等 【タイトル】 『( 1 ) 学校選択の普及促進等』 ( 文部科学省 )</p>	<p>本項目については、学校選択制だけではなく、教職員免許更新制や学校評価、教員評価、学力調査に関する記述も多いことから、タイトルについては、『( 1 ) 学校選択の普及促進等』ではなく、『( 3 ) その他』とし、『教育委員会制度の見直し』の後とするなどするべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、タイトルについては以下のとおり修文する。 『( 1 ) 学校選択制の普及促進、教員評価・学校評価制度の確立等』</p>
<p>( 1 ) 学校選択の普及促進等 【問題意識】 『学習者本位の教育への転換～必ず聴くことを原則とすべきである。』 ( 文部科学省 )</p>	<p>学校選択制を導入すべきか否かは、地域の実情を十分に踏まえ、各自治体が判断すべきであり、学校選択制を全国一律に義務付けるべきではない。また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」(平成 17 年 6 月 21 日)においても、学校選択制について「地域の実情に応じた導入を促進し、全国的な普及を図る」とされており、全国一律での導入を義務付けられているわけではない。</p>	<p>豊かで活力ある社会の形成に向けた人材育成を行うためには、これまでの「与える教育」から「選ばれる教育」への転換を図ることが何よりも重要である。当会議が以前から主張しているとおり、選択制の意義は、ひとり一人の教育を受ける権利を守ることにあるが、学校選択制を導入した地方公共団体は、平成 16 年度において、小学校で 8.8%、中学校で 11.1% と概ね 1 割程度に止まっており、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」(平成 17 年 6 月 21 日閣議決定)で示された方針に照らしても、「全国的な普及促進」を逡巡することが政府としての当然の責務である。</p> <p>なお、当会議としては、地方公共団体内に複数の学校がない、また物理的に通学できる学校が一枚しかない、という地域の実状を考慮することは排除していない。</p>
<p>( 1 ) 学校選択の普及促進等 【具体的施策】 『「学校教育法施行規則の一部改正等について」～適切な措置が採られるべきである。』 ( 文部科学省 )</p>	<p>平成 18 年 6 月 26 日付けの文書「学校教育法施行令第 8 条に基づく就学校の変更の取扱いについて」については、文部科学省のホームページに掲載するとともに、その趣旨について、本年 6 月 23 日付けの初等中等教育局メールマガジンでも紹介しているところ(同じ内容が文部科学省ホームページに掲載)であり、既に保護者に対する周知に努めたこところ。</p>	<p>単にホームページ等に掲載するだけでは保護者に周知したとは云えない。市町村教育委員会や学校が保護者に対し、本事務連絡の趣旨を周知徹底しているかを確認することがポイントである。</p>
<p>( 1 ) 学校選択の普及促進等 【具体的施策】 『相当と認められる就学校の変更理由については、～確実に公</p>	<p>市町村教育委員会が就学校の変更を相当と認める具体的な場合については、平成 18 年 3 月 30 日付け初等中等教育局長通知において、学校教育法施行規則第 33 条に規定される「要件」に関する事項として、予め明確にして公表するよう、各教育委員会に求めたところである(同条の規定により、当該事項は「公表するものとする」とされている)。また、前記通知においては、就学校の指定の通知を行う際に、あわせて当該事項も明記するよう、各教育委員会に対し</p>	<p>当会議としては、各教育委員会が左記の取組みを踏まえ、十分な対応を取りえたかという点について深く関心を抱いており、貴省が 6 月 1 日付けで実施している「学校選択制の実施状況に関する調査」結果において確実に周知されていないことが判明した場合には、速やかに追加的な措置を講じる必要がある。</p>

<p>表されるよう措置すべきである。』 (文部科学省)</p>	<p>て求めたところである。従って、「平成 19 年度の就学予定者に対して就学通知が送付される前に確実に公表されるように措置」との意見は、既に措置されていると考える。</p> <p>また、7 行目の「上記を理由とする就学校指定後の変更が妨げられることのないよう」については、学校教育法施行令第 8 条で「市町村教育委員会は、…相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる」と規定されており、最終的な判断は市町村教育委員会が行うものである。</p>	<p>就学校指定の処分は市町村教育委員会の権限であることは当然のことであると理解している。しかし、「就学校の変更理由として相当と認められるもの」についての見解が政府における法令所管官庁である貴省から示されている以上、各地方公共団体における法令の運用が当該解釈に則って実施されているか否かについてフォローするのは、国として当然の責務であると考え</p>
<p>(1) 学校選択の普及促進等 【具体的施策】 『とともに、相当と認められる就学校の変更理由の趣旨～更なる追加的措置を講じる。』 (文部科学省)</p>	<p>12 行目に記載された、相当と認められる就学校の変更理由の趣旨が周知されていない場合の更なる追加的措置については、前記通知及び文書により周知したところであり、更なる追加的措置については不要と考える。</p>	<p>前述のとおり、「相当と認められる就学校の変更理由の趣旨」が周知されているかどうか確認した上でないと追加的な措置が必要か否かは判断できない。</p>
<p>(1) 学校選択の普及促進等 【具体的施策】 (文部科学省)</p>	<p>文部科学省が平成 18 年 3 月 27 日に文部科学大臣決定し、同年 3 月 30 日に文部科学省初等中等教育局長名で都道府県教育委員会等に通知した「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」には、「アンケート等の実施に当たっては、匿名性の担保に配慮する」と記述されており、貴会議が「規制改革・民間開放の推進に関する第 2 次答申」で指摘した「匿名性の担保の配慮」の趣旨を適切に踏まえた表現になっているところである。</p>	<p>評価の公正や中立性を確保することは評価を行う際の最重要事項であることに鑑みれば、匿名性を担保すべき主体について具体的に明記して徹底させるのは当然である。従って、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画(再改定)」(平成 18 年 3 月 31 日閣議決定)においても「学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価をその匿名性の担保に配慮しつつ」と記載され、敢えて「評価者」の匿名性の担保に配慮する必要がある旨が特に明示されているところである。</p> <p>併せて、評価者の匿名性に担保した学校教育活動に関する評価が行われているかどうかについて、貴省としてどのように調査し確認するのか示されたい。</p>
<p>(文部科学省)</p>	<p>職員会議は、設置者の定めるところにより置くことができる機関(学校教育法施行規則第 23 条の 2)であり、その設置は任意とされている。また、同規定に基づき「校長の職務の円滑な執行に資するため」の機関とされており、学校運営の方針を決定するものではなく、あくまでも教職員が自由闊達な意見交換を行うための、内部的な打ち合わせの場として位置付けられている。会議録の作成についても法令上何ら義務づけられておらず、作成するか否かは、各々の任意である。</p>	<p>「規制改革・民間開放推進 3 か年計画(再改定)」(平成 18 年 3 月 31 日閣議決定)において、職員会議録は情報提供項目として示されているのであり、これを内閣を構成する貴省が無視することは許されるものではない。また、職員会議録を「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」の&lt;積極的な情報提供&gt;の項目として挙げるになじまない理由に、会議が法令上任意設置であり会議録作成が義務付けられていない点を挙げている。職員会議は法令上任意設置であり意思決定機関ではないが、学校運営上現実に存在してお</p>

	<p>このようなことを踏まえ、職員会議録については、「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」の中で情報項目例として挙げることにはなじまない、と判断したものである。</p>	<p>り、教職員の意見交換・調整の場として重要な位置を占めていることは、教職員はおろか学習者にとっても常識であり大きな関心事である。にもかかわらず例示するに「なじまない」というのであれば、その他情報項目として例示されたもののすべてについて法令上の根拠を示し、かつ記録作成義務の有無、ならびに学校運営上、職員会議以上の重要度がある点について合理的な根拠を示すべきである。</p>
<p>(文部科学省)</p>	<p>全国学力・学習状況調査については、中央教育審議会答申において「学校間の序列化や過度な競争等につながらないように十分な配慮が必要である。」と提言されており、それを踏まえ、具体的な実施方法等を検討した専門家会議においても、この調査により測定できるのは学力の特定の一部であることや、それらの数値を単純に比較するのではなく、教育委員会や学校等が、学習環境など様々な状況との分析も含めて自らの調査結果の解釈を十分に把握、理解した上で今後の指導等の改善に活用していくことが重要であることから、都道府県・市町村教育委員会が個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことは適切でないと結論づけられている。</p> <p>このため、文部科学省としては、上記の旨を記載した「全国学力・学習状況調査に関する実施要領」を平成18年6月20日付けで各都道府県教育委員会等へ通知した。</p> <p>したがって、本中間答申の記述は適切でない。</p>	<p>学力調査結果の取り扱いについては、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)において「適切に学校や教員の学力向上努力が促されることとなるように努める」とされているとおり、当会議としては、学力調査の結果が公開されることによって、子どもの学力向上に責任を持つ教員に対する動機付けや学校運営の改善に向けた取組みを促すことができると認識している。何よりも、学力調査を実施する意義は、子どもの学力を把握することを通じて、子どもの学力向上に責任を持つ教育サービス提供者のパフォーマンスを測ることにある。制度の趣旨に鑑みても、教育サービス受益者たる学習者に対して情報を公開しないことはおよそ理解できるものではない。</p> <p>なお、英国、オランダ、スウェーデン等では、全国学力テストが毎年実施され、学校毎の結果等は、個人情報に関する部分を除いてホームページ等で広く公開されるのが当然のこととなっている。</p>
<p>(文部科学省)</p>	<p>国・公・私立学校を通じて、およそすべての初等中等教育段階の学校において、一定水準以上の教育を保証するためには、大学において、教職に就くための専門教育を受け、教員免許状を有する者が、教育活動に当たることが基本的に不可欠である。</p> <p>教員免許更新制の導入は、そのような教員免許状が、教職生活の全体を通じて、教員として必要な資質能力を確実に保持するものとなるため、免許状の授与の段階だけでなく、取得後もその時々で求められる教員として必要な資質能力が保持されるようにするためのものである。これは、公教育に対する保護者や国民の信頼を確立する上で、大きな意義を有するものである。</p> <p>なお、このような基盤をしっかりと確立した上で、特別免許状の活用促進や社会人経験者を含む多様な人材の確保・活用については、学校教育を活性化する上で有意義であると認識しており、既に「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」を受けた通知を発出するなど、積極的に推進しているところである。</p>	<p>教員としての資質は、事前に養成することも、事前に判定することも容易ではないことから、教員免許状は教員としての適格性や資質能力を保証できるものではない、というのが当会議や多くの関係者が指摘してきたところである。不適格教員の排除を目的とせず、講習を修了するだけで更新されるといふ本制度がどれだけ教員の資質向上に寄与し、学習者側の要請に応えるものであるのかは疑問である。</p>

<p>(2) 教育バウチャー (児童生徒数に応じた予算配分方式)</p> <p>【問題意識】 『現在、教育の公的助成～予算を配分する必要がある。』 (文部科学省)</p>	<p>憲法 26 条では「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利がある。」こととされている。このため、都市部、山村・離島・へき地に拘わらず、全国どこでも誰もが無償で義務教育を受けることができるよう、国は教育内容や教育条件について法令を定めるとともに、市町村に対しては、公立小中学校の設置義務を課し、必要な財源を保障している。このようにナショナル・ミニマムが制度上保障された上で、地方自治体や民間団体などがそれぞれの特色を活かした教育活動を展開できるようになっている。</p> <p>また、義務教育においては、市町村が児童生徒数を基に学級を編制した上で、都道府県が学校ごとに必要な教職員を配置し、国がその給料等の実支出額の3分の1を負担しており、現行制度においても学校ごとの児童生徒数を基に、教育条件や児童生徒の状況に応じた適切かつ必要な負担・助成を行っているところである。このように、保護者の所得等に拘わらず、公平に教育機会を提供できる制度になっている。</p> <p>さらに、学校運営協議会制度などにより地域住民や保護者の意見を学校運営(教職員の人事を含む)に反映させることができるようになっており、これを通じた学校運営の改善や適切な財政措置が可能となっているほか、地域の実情に応じた学校選択制導入の推進、学校評価や情報公開を通じた学校運営の改善等教育改革のための取組を進めるなど、様々な施策が進められようとしているところである。</p>	<p>憲法 26 条の要請に従い教育のナショナル・ミニマムを保障することと、教育予算の配分方式をどのようにするかということは、全く独立した議論である。公的助成を児童生徒数基準とした上でも、貴省の言うナショナル・ミニマムを保障することは制度設計上十分に可能である。児童生徒数に応じた予算配分方式の導入に伴い、「保護者の所得等に拘わらず、公平に教育機会を提供できなくなる」と指摘するのであれば、当会議として、到底理解できるものではない。</p> <p>学校運営協議会制度などを通じて地域住民や保護者の意見を学校運営に反映させることが重要であるとの主張は一見尤もであるが、保護者の中には家庭や職業上の事情により、学校運営に直接意見を具申する機会に恵まれない人たちも多いことから、学校運営協議会は時間や経済的に余裕のある人たちの意見を集約する場になりかねない懸念がある。学校運営協議会等に参画できない保護者の「声なき声」を学校運営に反映させる手段として、自分の子どもに相応しいと思われる学校を自由に選択する、あるいは相応しくないと思われる学校を拒否できるという選択を認めることは必要不可欠である。</p>
<p>(2) 教育バウチャー (児童生徒数に応じた予算配分方式)</p> <p>【問題意識】 『なお、上述の内閣府～在り方について検討を進める必要がある。』 (文部科学省)</p>	<p>「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」においては、「我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえ、海外事例の実態等を検証しつつ、教育における利用券制度について、その有効性及び問題点の分析など、様々な観点から検討し、重点強化期間内に結論を得る。」こととされており、これを受けて、文部科学省においては、有識者も含めた「教育バウチャーに関する研究会」を発足させ、教育バウチャー制度について、様々な観点から検討しているところである。</p> <p>同研究会の報告においては、「我が国においても様々な教育改革が進められている中で、教育バウチャー制度の導入がどのような意義・問題点を持つのか、さらに諸外国の事例調査を整理しつつ、我が国の社会の実態や関連の教育改革の方向性を踏まえた研究・検討を行うこととする。」とされているところであり、今年度中に結論を得ることとしているが、バウチャー導入によって学力が向上したという論文についても記述する等、否定的な見解のみを強調している訳ではない。しかしながら一方で、諸外国における実施例に乏しく、その効果の検証も必ずしも十分でない旨報告されているところであり、教育バウチャー</p>	<p>「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」(平成 17 年 12 月 21 日)において「我が国においても、(中略)児童生徒数を基準とする予算配分方式に転換することが急務である」と明示しているとおり、当会議がバウチャー構想として念頭に置いているのは、イギリスやオランダ、スウェーデン等の欧州諸国で実施されている仕組みに近いものであり、米国型の低所得者向け補助金のみをさす訳ではない。その意味で、これらの諸国で永年にわたり実施されている児童生徒数に応じた予算配分方式は、既に社会の仕組みとして完全に定着しており、その効果を実証的な分析によって証明する文献はあってもその逆は見当たらない。</p> <p>当会議の見解は以前より一貫して変わっていないものであり、研究会を立ち上げて検討を進める以上、様々な見解を中立的に取り上げ、各々の意義・問題点を公平に評価することを求めるものである。</p> <p>前述のとおり、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」(平成 17 年 6 月 21 日閣議決定)の記述において「全国的な普及を図る」とされている以上、地方公共団体内に複数の学校がない、また物理的に通学できる学</p>

	<p>制度が教育効果をもたらしていると必ずしも言い切れる状況にはない。</p> <p>なお、学校選択制を導入すべきか否かは、地域の実情を十分に踏まえ、各自治体が判断すべきであり、学校選択制を全国一律に義務付けることを前提とする仕組みを導入することはできない。</p>	<p>校が一枚しかない、という地域の実状に考慮すべきことは当然であり、その上で、貴省を含む政府には学校選択制の「全国的な普及を図る」責務があると述べているところである。</p>
<p>(2) 教育バウチャー (児童生徒数に応じた予算配分方式) 【具体的施策】 『教育バウチャー制度について～結論を得るべきである。【平成18年度中に検討・結論】』 (文部科学省)</p>	<p>「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」を受け、文部科学省において、有識者も含めた「教育バウチャーに関する研究会」を発足させ、教育バウチャー制度について、様々な観点から検討しているところであるが、同研究会においては、諸外国における教育バウチャーの実施例が乏しく、その効果の検証も必ずしも十分でない旨報告されているところであり、必ずしも評価が定まっている訳ではない現段階で、教育バウチャー制度が完全に適切であるという前提のもとに、項目に「(児童生徒数に応じた予算配分方式)の導入」と記述するとともに、「海外の肯定的な事例や評価も踏まえて望ましい制度設計や環境整備の在り方について検討を進めるとともに、学習者の選択に基づく予算配分方式の導入に向けた工程を早期に決定すべきである。」と記述することは、無用の混乱を招きかねず不適切である。また、特定の地域で実施することについて記述することや、その際の学校及び学校長の権限の拡大等について記述することも、同様の理由より不適切である。</p> <p>また、学校選択制を導入すべきか否かは、地域の実情を十分に踏まえ、各自治体が判断すべきであり、学校選択制を全国一律に義務付けることを前提とする仕組みを導入することはできない。</p>	<p>当会議の主張の本旨は、児童生徒数に応じた予算配分方式が学校選択制度を機能させる上で極めて有効であるということであり、( )内の記述こそが重要である。貴省の主張は殊更に「教育バウチャー」の定義を曖昧にして、自らに有利な解釈をしようという意図を感じさせるものとなっていると評価せざるを得ない。</p> <p>前述のとおり、当会議の見解は以前より一貫して変わっていないものであり、研究会を立ち上げて検討を進める以上、様々な見解を公正・中立的に取り上げ、各々の意義・問題点を公平に評価することを求めるものである。</p> <p>加えて、学校自体が地域の実情や児童生徒・保護者の要望・ニーズに創意工夫をもって即応できる体制とするためには、可能なものは極力教育現場に権限と責任を付与すべきであり、学校長の権限拡大が欠かせない。もとより、校長の裁量の拡大には責任が伴うことが前提であり、モラルハザードが発生することのない措置を講ずることは当然求められるものである。</p>
<p>(3) 教育委員会制度の見直し等 【問題意識】 (文部科学省)</p>	<p>【問題意識】について、削除の上、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」の記述に沿った文章とされたい。</p> <p>(理由)</p> <p>我が国の教育委員会制度については、戦前の教育に対する反省を踏まえて戦後に導入されたという我が国固有の歴史的経緯に基づくものであり、教育委員会に関する議論はこれを前提に進められる必要がある。</p> <p>この認識の上に、我が国の現行の教育委員会制度は、政治的党派性や政治イデオロギーといったものから教育が中立的に運営されることを担保するため、各自治体に対して首長から独立した合議制の執行機関としての教育委員会を置くことを義務付けているものであり、まさに選挙により政治的・党派的に選出される首長や議会へのチェックアンドバランス装置として、設計された行政委員会制度である(その他にも、原則5人で構成される委員の交代時期が1年ずつ分けられていること、同一政党所属委員が2名までに制限されていること、委員の政治活動が制限されていることなど、様々な工夫が組み込まれている)。</p>	<p>我が国の教育委員会制度は、本中間答申の問題意識で触れたとおり、教育を受ける立場である学習者の期待や意見に対して明確な権限と責任に基づいて即応できる体制がなく、教育現場における創意工夫の発揮が妨げられ、供給者側の視点に立った画一的な学校運営が助長されるなど、戦後60年以上を経過して、完全に制度疲労を起こしていると認識している。なお、日本が制度導入の手本としたアメリカにおいても首長に教育行政の権限が集約される傾向が見られる。</p> <p>教育委員会という組織に委ねれば、ア prioriに政治的中立性が保障されるわけではないことは答申本文においても指摘したところである。むしろ行為規範を精緻に策定するなど、内容面での確実な確保を図ることが必要である。</p> <p>本中間答申は、数多くの地方公共団体の実情を踏まえた意見並びに有識者等の見解等を勘案した記述となっており、また当会議が提起した問題意識を踏まえて、本年度の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)の記述に至ったものである。「学習者から見て権</p>

	<p>また、首長・議会・教育委員会の権限関係は、地方自治法をはじめとする法令に基づき明確に定められたものであり、学習者から見て権限と責任の所在が曖昧になっているとの批判は全く当たらない。</p> <p>更に、首長自身は教育委員の任命権者として、議会はその任命の同意権者として教育委員会制度に根本的に関与しており、教育予算に関する権限も踏まえれば、首長や議会が教育に対して責任を果たせないとの批判も的外れである（実際に、地方選挙において各候補者は、教育委員会制度を前提に自らの教育施策を積極的に表明しており、それを政治的中立性を損なわない範囲で実現させるために教育委員会制度が存在している）。</p> <p>この点、いただいた答申案中の問題意識に関する部分については、教育委員会制度についての十分な理解に欠けた問題意識であるとともに、教育委員会制度の下で多様な取り組みが実際に行われている現場の実態が正確に踏まえられたものともなっていない。また、確固とした存在理由を有する教育委員会という制度を一部地方自治体において単純に廃止すればよいという考え方は、必要な制度を損なうという点で不適切である。</p> <p>なお、文部科学省としては、教育委員会をいかにしてより有効に機能・活性化させるかが重要であると考えており、その抜本的な改革策の検討を進めているところである。</p>	<p>限と責任の所在が曖昧になっているとの批判は全く当たらない」という点に関しては、既に地方公共団体から繰り返し指摘されており、直近では、平成18年6月30日に全国市長会と全国町村会が連名で提出した「教育委員会制度の選択制の導入に関する要望」においても「現行の教育委員会制度については、形骸化している、或いは合議制により機動性・弾力性が欠如している、責任体制が不明確である等の指摘がある」とされているところである。</p> <p>なお、当会議は教育委員会を「単純に廃止すればよい」と求めているのではなく、全国一律に例外なく設置しなければならないとする現行制度を改め、教育委員会を設置して教育行政を行うか、長の責任の下で行うか、を地方公共団体が選択可能な制度とすべきであると主張しているところである。</p>
<p>(3) 教育委員会制度の見直し等</p> <p>【具体的施策】</p> <p>『市町村教育委員会の権限～必要な措置を講じるべきである。』（文部科学省）</p>	<p><u>教育の政治的中立性の担保に留意しつつ、当面、市町村教育委員会の権限(例えば、学校施設の整備・管理権限、文化・スポーツに関する事務の権限など)を首長に移譲する特区の提案に基づき、実験的な取組を進める。とされている事務については、例示されている以外の学校教育に関する事務等も含め、構造改革特区の提案募集において、地方公共団体から権限の移譲に関する要望があった際にはそれを尊重し、住民の代表たる地方公共団体の長の意向を生かせるよう、教育の政治的中立性の担保に留意しつつ必要な措置を講じるべきである。【平成18年度以降、具体の提案に基づき速やかに検討措置】</u></p> <p>(理由)</p> <p>平成18年7月7日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に沿った記述にされたい(なお、同方針に記載された文章から、意味内容の明確化のため、「提案に基づき、」の語を補っている)</p> <p>また、提案があった場合に必ず対応する措置がなされるとは限らないため、【 】内は「措置」を「検討」に修正する。</p>	<p>指摘を踏まえ、以下のとおり一部修正する。</p> <p>「市町村教育委員会の権限とされている事務については、例示されている以外の学校教育に関する事務等も含め、構造改革特区の提案募集において、住民の代表たる地方公共団体の長の意向を生かせるように地方公共団体から権限の移譲に関する要望があった際にはそれを尊重し、教育の政治的中立性の担保に留意しつつ必要な措置を講じるべきである。【平成18年度以降、具体の提案に基づき速やかに検討・措置】」</p> <p>特区の提案募集については、地方公共団体からの提案を極力尊重するのは当然のことであり、当会議としては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に記載され例示されている「～事務の権限など」の「など」の中には、例示されている以外の事項も当然含まれるものと了解している。また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)の記述を踏まえ、貴省としても、教員人事権の移譲に関する特区の提案があった際には、前向きかつ建設的に検討を行い、必要な措置が講じられるものと理解している。</p>

<p>(3) 教育委員会制度の見直し等 【具体的施策】 『併せて、教育委員会制度に関する～結論を得るべきである。』 (文部科学省)</p>	<p>併せて、教育委員会制度に関する抜本的な改革にあたっては、構造改革特区における取組を待つことなく検討に着手し、<u>教育委員会制度が十分機能を果たしていない等の指摘を踏まえ、教育の政治的中立性の担保に留意しつつ、首長への権限移譲に止まらず、首長から独立した執行機関である教育委員会の必置規制を撤廃し、首長の責任の下で教育行政を行うことを地方公共団体が選択できるようにする方向で教育行政の仕組み、教育委員会制度についての抜本的な改革を検討し、結論を得るべきである。【平成 18 年度以降に検討・結論】</u> (理由) 平成 18 年 7 月 7 日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」に沿った記述にされたい。</p>	<p>指摘を踏まえ、以下のとおり一部修文する。 「併せて、教育行政の仕組み、教育委員会制度に関する抜本的な改革にあたっては、構造改革特区における取組を待つことなく検討に着手すべきである。その際、教育委員会制度が十分機能を果たしていない等の指摘を踏まえ、教育の政治的中立性の担保に留意しつつ、首長への権限移譲に止まらず、首長から独立した執行機関である教育委員会の必置規制を撤廃し、首長の責任の下で教育行政を行うことを地方公共団体が選択できるようにする方向で検討し、結論を得るべきである。【平成 18 年中に検討・結論】」  「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)にある「教育委員会制度についての抜本的な改革」には当然、教育委員会の必置規制を撤廃することも含まれるものと了解しており、国会議としては、教育委員会の必置規制を撤廃し、地方公共団体が教育委員会を置くかどうかを選択可能な制度とすべきであると考えます。</p>
<p>(3) 教育委員会制度の見直し等 【具体的施策】 『また、市町村立小中学校等の～移譲すべきである。』 (文部科学省)</p>	<p>また、市町村立小中学校等の教職員の身分は、<u>設置者たる市町村の職員である一方で、その人事権が都道府県の教育委員会にあることから、地域に根ざす意識を持ちにくくなっているという問題点が指摘されており、より教育現場に近いところに権限を移すべきであると考えられる。</u><del>と</del>言う現状は、<u>責任と権限の不一致の最たるものであり、教育現場の自主性・自律性発揮を損ない、また、児童生徒・保護者を含む教育現場の評価に基づく教職員の適切な処遇という点からも問題がある。</u>このことから、<u>教職員の人事権については、中核市を始めとする一定の地方公共団体へ移譲することを検討し、人事権を移譲する場合は方向で検討されているところであるがそれに止まらず、都市部と離島・山間部等が採用や異動において協力し、広域で一定水準の人材が確保されるような仕組みを新たに設ける。また、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の教職員の採用、人事異動を含む人事権を学校設置者たる市町村への人事権移譲についても検討する。に連やかに移譲すべきである。【平成 18 年度以降検討中に措置】</u> (理由) 現行の県費負担教職員制度は、全県的な視野から教職員の採用・配置を行い、幅広く人材の有効活用を可能とするものであり、むしろ教育現場の自主性・自律性の発揮に資する制度である。また、教員の評価については、現在、文部科学省から都道府県・指定都市教育委員会に対して通知を発出し、児童生徒・保護者の教員に関する意見等を受け付け、それを教員評価に反映させる工夫を促しているところであるが、これは教員評価制度の運用上の問題であって、人事</p>	<p>指摘を踏まえ、以下のとおり一部修文する。 「また、市町村立小中学校等の教職員の身分は、設置者たる市町村の職員である一方で、その人事権が都道府県の教育委員会にあるという現状は、責任と権限の不一致の最たるものであり、教育現場の自主性・自律性発揮を損ない、児童生徒・保護者を含む教育現場の評価に基づく教職員の適切な処遇という点からも問題がある。また、地域に根ざすという意識を現場が持ちにくくなっているという問題点も指摘されており、より教育現場に近いところに責任と権限を移すべきであると考えられる。このことから、教職員の人事権については、中核市を始めとする一定の地方公共団体へ移譲することを検討し、人事権を移譲する場合は都市部と離島・山間部等が必要に応じて自主的に採用や異動において協力し、広域で一定水準の人材が確保されるような仕組みを新たに設ける。また、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市町村への採用や人事異動を含めた人事権移譲を進めるべきである。【平成 18 年度中に措置】」  教員の人事権が市町村教育委員会にない状況では、例えば、市町村における教員研修を行っても、何年後に他の市町村へ異動してしまうかもしれないと、教員の資質を向上しようという切実な動機付けが与えられない等の問題点が多く、教育現場から指摘されているとおりであり、教育現場の自主性・自律性を損なっていると考える。 「規制改革・民間開放推進 3 か年計画(再改定)(平成 18 年 3 月 31 日閣</p>

	<p>権の在り方とは無関係である。(現行制度においても、都道府県教育委員会の計画の下、教員評価を行うのは服務監督権者である市町村の教育委員会とされているところである。)</p> <p>教職員の人事権移譲については、中央教育審議会答申の中で、その移譲に伴い、広域人事交流の仕組みを設けることが不可欠とされている。これは、日本全国どこにおいても質の高い教職員の確保することを可能とする現在の県費負担教職員制度の目的を人事権移譲を行った後にも可能とするためである。教職員の人事権は、最終的にはすべての市町村に移譲すべきと考えるが、そのためには、まず人事権移譲に伴う事務処理が可能な一定規模の市町村に人事権を移譲し、その状況を踏まえる必要がある。</p>	<p>議決定)」において「校長は児童生徒・保護者による具体の評価結果を教育委員会に報告し、教員評価や教員研修を行っている市町村や都道府県の教育委員会が学校教育の改善のため、適切に活用できるように促す。」とされており、教員の評価については、学習者による具体の評価結果が加工されることなく人事権者にも伝わるべきであるという観点から述べているところがある。</p>
--	---	---

### 3 保育分野

事 項	意 見	当会議の見解
<p>(1) 保育施設サービスの拡充に向けた民間企業の参入促進等 保育所の認可基準の見直し (厚生労働省)</p>	<p>については、削除願いたい。 (理由) 児童福祉施設最低基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するために定められたものであり、児童の処遇に直結するほふく室等の面積を引き下げることが適切ではない。自らの意志を伝えられない乳幼児の健やかな育ちを確保するため、これからも当該基準を維持した認可保育所の整備等が必要であると考えている。</p> <p>保育所の会計基準について、自治体が抑制的に運用している等との記述があるが、厚生労働省においては、そうした運用が一般的であるとは承知していない。また、運営費の使途制限の弾力化を定めた「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日児発第299号)について、すべての保育担当者がその存在を承知していると考ええる。</p>	<p>認可保育所の設置基準については、「規制改革・民間開放3か年計画(再改定)」において「一定の設備にかかわる設置基準等については、その見直しを検討する(逐次実施)」とされているところである。児童福祉施設最低基準は、設定以来、見直されていないものもあり、その根拠も必ずしも明確とは言えず、潜在的な待機児童数の存在を考慮すれば、児童の健康維持と健やかな発達等の観点に十分留意しつつも、現代における子育てに対する意識や生活様式の変化、及び地域の実情等を踏まえた不断の見直しが必要と考える。</p> <p>一部の自治体においては、保育所の会計基準を抑制的に運用しているとの指摘があることを踏まえ、改めて周知徹底を行うべきと考える。</p>
<p>(3) 認可保育所における利用者との直接契約の導入等 (厚生労働省)</p>	<p>「保育所利用者の利便性を向上させるとともに、認可保育所が市町村から割当を受けるのではなく、利用者を選択されるべく自らサービスの向上に努めるインセンティブが働くようにする。但し、利用者が保育を希望する認可保育所に直接申込み、当該保育所が審査・決定を行う直接契約方式を導入することについては、低所得者層や母子世帯等の保育の確保など一定のルールが必要であることから、平成18年度の本格実施に向けて準備を進めている総合施設における実施状況等を踏まえ、保育所にも導入することを検討するべきである。」と修正願いたい。 (理由) 「保育に欠ける」要件は、真に保育を必要とする子どもの利用を確保するためには不可欠である。また、保育に欠けない子どもの利用に供するだけの必要な財源の確保について、負担する国民の合意が得られなければ、薄まきのお金により、保育の質が低下することが懸念される。</p> <p>国としては、保育サービスは、一定の基準を満たした認可保育所が担うべきと考えており、認可外保育施設の利用促進を前提とした「認可保育所依存」の主張には、同意しがたい。</p>	<p>本答申では、保育料の応益負担方式への転換についても提言しており、サービスの範囲、利用料を適正に設定することで、財政負担の膨張を避けることは可能と考える。また、「保育の質の低下」については、保育の最低基準の性能規定化や、第三者評価等の工夫により、一定の質を担保することが可能である。</p> <p>当然ながら認可外施設に直接補助を行う場合は、保育の最低基準を確保する必要があると考える。特に都市部における保育所の不足の現状からは、認可外保育所にも一定の助成を与えて認可保育所の水準に速く到達することを目指すよう、支援措置の充実を図るべきではないか。</p>

	<p>認可保育所における利用者との直接契約の可否及び検討時期については、平成18年3月31日に閣議決定されたばかりの「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」においても、総合施設における直接契約の実施状況等を踏まえ、保育所に導入することの可否について長期的に検討することとされており、現時点において、これらを改めるだけの事情の変更は存在しないと考える。</p>	<p>人口減少時代に入ったという事実を受け、我が国が直面する重要課題である少子化への対応策の拡充・強化を求める声は一層高まっており、そうした状況を鑑みれば、本施策についても、早期に検討の上、結論・措置すべきとの考えから、改めて踏み込んだ提言をしているところである。</p>
<p>（財務省）</p>	<p>保育所における直接契約の導入については、本年3月に閣議決定された規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）において、「可否について長期的に検討」とされていることから、その可否について長期的に検討することが適当である。</p> <p>なお、直接契約方式と直接補助方式の導入が一体である場合、直接補助方式には別途提出意見のとおりの問題点がある点に併せて留意する必要がある。</p>	<p>人口減少時代に入ったという事実を受け、我が国が直面する重要課題である少子化への対応策の拡充・強化を求める声は一層高まっており、そうした状況を鑑みれば、本施策についても、早期に検討の上、結論・措置すべきとの考えから、改めて踏み込んだ提言をしているところである。</p>
<p>（４）利用者に対する直接補助方式への転換（厚生労働省）</p>	<p>「（４）利用者に対する直接補助方式の導入</p> <p>利用者の負担を公平化するため、運営費等の公的補助を現行の施設への補助から就学前の子どもを持つすべての家庭に対する直接補助方式に転換することを検討するべきである。その際、福祉としての保育の性格を変え、高齢者介護のように、子育てを広く社会全体で支援する仕組みとするような、既存の育児支援関連予算等を統合化したものと保険料とを財源とする「育児保険（仮称）」を創設することについても検討するべきである。</p> <p>また、直接補助方式の導入に際しては、児童の年齢や両親の就業状況等を勘案した各家庭の保育ニーズに基づき、「要保育度」を設定し、その度合いごとに公的補助の対象となる1か月間の保育サービス利用量の上限を設定することを検討するべきである。」と修正願いたい。</p> <p>（理由）</p> <p>国としては、保育サービスは、一定の基準を満たした認可保育所が担うべきと考えており、引き続き、待機児童ゼロ作戦に基づく認可保育所の整備を進めていくこととしている。</p> <p>検討時期については、平成18年3月31日付け閣議決定においても、総合施設における直接契約の実施状況等を踏まえ、保育所に導入することの「可否について長期的に検討する」こととされており、現時点において、これらを改めるだけの事情の変更は存在しないと考える。</p>	<p>保育サービスは認可保育所に限らず、一定の基準を満たしている認可保育所以外の保育サービスについても活用すべきと考える。</p> <p>人口減少時代に入ったという事実を受け、我が国が直面する重要課題である少子化への対応策の拡充・強化を求める声は一層高まっており、そうした状況を鑑みれば、本施策についても、早期に検討の上、結論・措置すべきとの考えから、改めて踏み込んだ提言をしているところである。</p>

<p>(財務省)</p>	<p>保育所における直接補助方式の導入については、          保育所に対する直接補助方式が導入された場合、対象者及びサービスの範囲によっては、財政負担の膨張につながるおそれがあること、            公立保育所の運営費負担金を一般財源化しており、保育所運営費の財源については公立か私立かで異なるため、制度的に制約が大きいこと、            こうした状況を踏まえ、本年3月に閣議決定された規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)においては、「可否について長期的に検討」とされていること、          から、その可否について、長期的に検討することが適当である。            なお、育児保険については、そもそも規制改革・民間開放との関係が不明であるが、子育ては全ての人に起こりうるリスクなのか、リスクと捉えるべきものなのかなどといった、根本的な問題があり、慎重な検討を要する問題である。</p>	<p>本答申では、保育料の応益負担方式への転換についても提言しており、サービスの範囲、利用料を適正に設定することで、財政負担の膨張を避けることは可能と考える。          同一の保育サービスであるにもかかわらず、公立か私立かで公的補助に著しい差が生じている現状を改善することが、直接契約・直接補助の大きな目的であることから、早期に制度見直しを行うべき。          人口減少時代に入ったという事実を受け、我が国が直面する重要課題である少子化への対応策の拡充・強化を求める声は一層高まっており、そうした状況を鑑みれば、本施策についても、早期に検討の上、結論・措置すべきとの考えから、改めて踏み込んだ提言をしているところである。</p>
<p>(5) 保育サービスに関する情報公開の促進 (厚生労働省)</p>	<p>「各認可保育所に対して公開を義務付けるべきである。【平成20年度措置】」を「各認可保育所に対して公開を義務付けることを検討するべきである。」に、「在宅で保育を行うサービスについても、同様の情報公開を義務付けるべきである。【平成20年度措置】」を「在宅で保育を行うサービスについても、必要な情報提供の在り方について検討するべきである。」に修正願いたい。          (理由)          直接契約方式の導入に当たっての保育サービスに関する情報公開に係る検討時期については、平成18年3月31日付け閣議決定においても、総合施設における直接契約の実施状況等を踏まえ、保育所に一体的に導入することを検討することとされており、現時点において、これらを改めるだけの事情の変更は存在しないと考えるため。</p>	<p>直接契約方式、直接補助方式導入にあたって必要な環境整備の一環であることから導入にあわせて義務付けるべきと考える。</p>
<p>(3)～(5) (厚生労働省)</p>	<p>(3)～(5)の検討時期については、          「【(3)～(5)については、認定こども園の実施状況等を踏まえ、保育所において一体的に導入することの可否について長期的に検討】」と修正願いたい。          (理由)          検討時期については、平成18年3月31日付け閣議決定においても、総合施設における直接契約の実施状況等を踏まえ、保育所にも導入することを検討することとされており、現時点において、これらを改めるだけの事情の変更は存在しないと考えるため。</p>	<p>人口減少時代に入ったという事実を受け、我が国が直面する重要課題である少子化への対応策の拡充・強化を求める声は一層高まっており、そうした状況を鑑みれば、本施策についても、早期に検討の上、結論・措置すべきとの考えから、改めて時期を明確にして提言しているところである。</p>

4 外国人分野

事 項	意 見	当会議の見解
<p>(2) 専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲・要件の見直し</p> <p>外国人社会福祉士・介護福祉士の就労制限の緩和 【平成 18 年度検討、結論】</p> <p>(法務省)</p>	<p>【修正案】</p> <p>高齢化の進展に伴い、介護分野は労働力需要が高まると予想されることから、サービスレベルを充実させる質の高い人的資源を確保する観点より、また、留学生の我が国での就職を支援する観点より、産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案しつつ、外国人社会福祉士・介護福祉士の受入れを検討し、結論を得るべきである。</p> <p>なお、外国人社会福祉士・介護福祉士を受け入れることとする場合には、その方策として「専門的・技術的分野に追加」、「新たな受入れ制度の創設」といったことが考えられるが、前者については規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)において既に定められている「『技術』、『人文知識・国際業務』の要件緩和」との事項にて掲げた、「客観的に技術、技能レベルを評価しうる資格制度等を通じて現状と同等の専門性、技術性を確保しつつ、学歴・実務経験要件を緩和することが可能とされた分野については随時措置する」との観点も踏まえつつ検討を行うべきである。</p> <p><u>一方、外国人介護福祉士の受入れについては、当該資格が専門的、技術的分野と評価できるか否か、さらには国内労働市場に与える影響等について十分に勘案した上で、検討を行っていくことが必要である。</u></p> <p><u>また、検討に当たっては、フィリピンとのEPA交渉を踏まえた受入れの状況等を踏まえつつ、慎重に検討を行っていく必要がある。</u></p> <p>【修正理由】</p> <p>介護福祉士の資格を取得した外国人についての就労の可否については、まずは当該資格が専門的、技術的分野と評価しうるか、また、国内労働市場に与える影響等を勘案した上で検討を行っていくことが必要である。</p> <p>また、介護福祉士の在留資格の整備については、日比EPAにおける受入れの状況等を踏まえつつ、慎重に検討を行っていく必要がある。</p>	<p>当会議の見解</p> <p>貴省意見は、副大臣会議「外国人労働者に関するプロジェクトチーム」による「外国人労働者の受入れを巡る考え方のとりまとめ」(平成18年6月)における、「『専門的・技術的分野』以外と整理されている製造・サービス分野の熟練技能者や介護福祉士等資格者について、『専門的・技術的分野』とすべきという意見があり、さらに検討を重ねることが適当である。」との内容を考慮したものと理解できる。</p>
<p>(厚生労働省)</p>	<p>【修正案】</p> <p>現在、外国人が社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年5月26日法律第30号)に基づいて我が国の社会福祉士・介護福祉士の国家資格を取得しても、出入国管理及び難民認定法にはその資格を有していることのみを要件として認められる在留資格は規定されておらず、例えば、留学生として我が国の大学の福祉系学部を卒業した外国人が在留資格「人文知識・国際業務」を得て就労</p>	

が認められる場合があるとの実態にとどまる。この他、介護福祉士の受入れに関しては、フィリピンとのEPA（Economic Partnership Agreement：経済連携協定）交渉において、介護福祉士国家試験受験コースでは『フィリピンの介護士研修修了+4年制大学卒業』又は『看護大学卒業』を要件とする候補者を、介護福祉士養成施設コースでは『4年制大学卒業』を要件とする候補者を、それぞれ在留資格「特定活動」で我が国に入国・在留させて日本語研修を実施することに加え、前者については介護研修・就労・国家試験受験、後者については養成コース受講・国家資格取得の便宜を図ることで大筋合意している。

高齢化の進展に伴い、介護分野は労働力需要が高まると予想されることから、サービスレベルを充実させる質の高い人的資源を確保する観点より、また、留学生の我が国での就職を支援する観点より、産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案しつつ、外国人社会福祉士・介護福祉士の受入れを検討し、結論を得るべきである。

なお、外国人社会福祉士・介護福祉士を受け入れることとする場合には、その方策として「専門的・技術的分野に追加」、「新たな受入れ制度の創設」といったことが考えられるが、前者については規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）において既に定められている「『技術』、『人文知識・国際業務』の要件緩和」との事項にて掲げた、「客観的に技術、技能レベルを評価しうる資格制度等を通じて現状と同等の専門性、技術性を確保しつつ、学歴・実務経験要件を緩和することが可能とされた分野については随時措置する」との観点も踏まえつつ検討を行うべきである。

【修正理由】

1 介護福祉士は介護分野の国家資格であるが、その行う業務は、次の理由から、入管政策上の「専門的・技術的分野」、言い換えれば外国人を積極的に受け入れて専門性・技術性の面で貢献を期待すべき分野に該当するものではない。

看護師をはじめ現在「医療」の在留資格に含まれる職種や、弁護士など事務系の資格職業からなる「法律・会計業務」の在留資格に含まれる職種は全て業務独占資格であり、名称独占資格である介護福祉士は看護師等と入管政策上並びとはいえない。

貴省意見は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年5月26日法律第30号）第2条第2項における介護福祉士の「専門的知識及び技術」に係る規定と、「第9次雇用対策基本計画」（平成11年労働省告示第084号）における「専門的、技術的分野の外国人労働者」との関係を十分整理していないと考える。

貴省意見は入国管理政策上の国家資格の取り扱いを、業務独占資格と名称独占資格の相違に着目して論じているが、在留資格「技術」を得て我が国での就労が認められる情報処理技術者は名称独占資格であり、資格の類型は論拠とならないと考えられる。

	<p>介護分野は、介護福祉士等の特段の資格がなくとも就労可能な分野であるところ、要介護者の増加による労働力需要の増加に対し、国内の供給余力は常に需要を上回ることが見込まれる。このような中、外国人介護福祉士を受け入れることは、日本人介護福祉士だけではなく日本人介護労働者全体と競合、代替し、次のような悪影響を及ぼすおそれが大きい。</p> <p>イ 労働力の供給過剰により、この分野への就業希望の多い若者、女性等の雇用機会の喪失や、日本人介護労働者の労働条件の低下</p> <p>ロ 低労働条件の固定化により、日本人が介護分野に就業しなくなり、これが一層の外国人流入圧力、外国人に依存する構造の固定化をもたらすこと</p> <p>2 サービスレベルを充実させる質の高い人材資源の確保という視点からの検討については、外国人を受け入れることがなぜサービスレベルの充実につながるのか不明であるところ、むしろ介護福祉士の資格取得者で就労していない者も国内に多数存在しており、これらの者を活用することが重要である。また、留学生の我が国での就職の支援という視点からの検討については、大卒だから無条件に就労が認められるものではない。あくまで卒業後「専門的・技術的分野」として認められている在留資格に該当する場合に限って就労を認めているに過ぎない。</p> <p>3 「人文知識（・国際業務）」の在留資格に該当する活動は、人文科学の分野に属する大学レベルの専門知識を必要とする業務であり、外国人が当該業務に必要な知識に係る科目を専攻して大学等を卒業している場合に認められているところ、社会福祉士資格の如何に関わらず、これに該当する限り就労が認められており、あえて資格に着目して受入れを検討する必要性はない。</p>	<p>当会議としては、平成 15 年 12 月から平成 16 年 11 月の 1 年間における介護労働者の離職率が約 21%と、平成 16 年の全産業の平均的な離職率である約 16%に比べて約 5 ポイント高いとされていること、介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会が平成 18 年 7 月 3 日にまとめた報告書案も踏まえて社会福祉士及び介護福祉士法が改正され、今後は介護福祉士養成施設卒業者にも国家試験の受験が義務付けられる可能性があることを勘案すると、外国人介護福祉士の受入れが労働力の供給過剰にはつながらずおそれは小さいと考える。また、労働条件の要因である介護報酬の水準が社会保障審議会介護給付費分科会での議論を踏まえて設定されることを踏まえると、外国人介護福祉士の受入れが、日本人介護福祉士を含む日本人介護労働者の労働条件の低下につながるおそれは小さいと考えられる。</p> <p>国家資格を有する者と有しない者が同一の労働市場を形成する介護分野において、法律で専門的知識及び技術を担保された有資格者である外国人介護福祉士を受け入れることはサービスレベルの充実につながるものとする。また、留学生の我が国での就職の支援という視点に関しては、「専門的・技術的分野」の範囲の見直しを通じた更なる支援を議論しているにもかかわらず、現在の政府方針に沿った当該分野への就労を前提としており、平成 16 年に外国人登録者ベースで 129,873 人に上る留学生の我が国での就職を目的とする在留資格変更許可件数が 5,264 件に止まる現状への問題意識が感じられない。</p> <p>貴省意見は、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画（再改定）」（平成 18 年 3 月 31 日閣議決定）にて法務省が所管する「『技術』・『人文知識・国際業務』の要件緩和」との事項における「社会の実態等を踏まえ検討し、例えば、相互認証や客観的に技術、技能レベルを評価し得る資格制度等を通じて現状と同等の専門性、技術性を確保しつつ、学歴・実務経験を緩和することが可能とされた分野については、随時措置する」との内容に対する協力が十分でないと考えられる一方で、その法務省が所管する現行の出入国管理及び難民認定法令の解釈に止まっている。社会福祉士は、介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）の平成 17 年改正による「地域包括支援センター」での多面的支援や、認知症患者の成年後見制度上の後見人としてなど、更なる相談援助活動の展開が見込まれる。このような実態から社会的な需要が高まっていくと考えられる社会福祉士について、法律で担保された</p>
--	--	--

	<p>4 なお、貴会議においては、比較優位の徹底（医療・介護などの分野で海外の人材を活用し、それによって限られた国内人材を産業の国際競争力強化に振り向ける）を前面に出して、介護分野における外国人労働者の受入れを考えるべきとの認識だが、国内産業の中で、外国人に頼るべき分野を固定化することは問題であり、不適切である。</p>	<p>専門的知識及び技術にも着目し、学歴・実務経験要件の緩和について措置すべきである。</p> <p>貴省意見は、経済財政諮問会議による「グローバル戦略」(平成18年5月18日)の策定の背景と基本的な考え方の1つである選択と集中(比較優位の徹底)を十分に考慮していないと考えられる。</p>
<p>(経済産業省)</p>	<p>【修正案】 下線部分を追加されたい。</p> <p>「<u>留学生の我が国での就職を支援する観点及び経済連携協定を積極的に推進していく観点より、</u>」</p> <p>【修正理由】 我が国の対外経済関係の発展及び経済的利益の確保、構造改革の推進に寄与するため、我が国は経済連携協定を積極的に推進している。経済連携協定においては、物品・サービス貿易や投資の自由化に加え、知的財産制度の整備、人の移動の円滑化等を含んだ包括的で、質の高いものを目指していくことが、我が国の方針である。この方針に基づき、日フィリピン経済連携協定においては、フィリピン側からの強い要望があった介護福祉士等の受入を含んだ大筋合意に至った。受入に関しては、当省も、日本語研修に対する協力を行っているところ。</p> <p>以上より、サービスレベルを充実させる質の高い人的資源を確保する観点、留学生の我が国での就職を支援する観点に加えて、経済連携協定を積極的に推進していく観点も追加されたい。</p>	<p>当会議として経済連携協定推進の重要性は理解するものの、外国人社会福祉士・介護福祉士の就労制限の緩和は、特定の二国間(多国間)協定においてのみ措置すべきものではなく、国内法制を整備することが重要と考えている。</p>

6 基本ルール分野

事 項	意 見	当会議の見解
<p>(2) 国と地方の規制合理化            国の過剰関与の問題について            地方交付税の簡素化・透明化に関する記載            (総務省)</p>	<p>国の関与の問題は、法令による事務の義務づけ、処理方法の規制、国庫補助負担金交付等を通じて国が関与することによって、地域の自主性や主体性を狭め、地域の実情に即した施策の展開を阻害することである。地方交付税は、地方税と同様、地方団体が自由にその用途を決定できる一般財源であり(地方交付税法第3条第2項)、地方交付税の算定は、地方行財政の各分野にわたる国の法令や国庫補助負担金等を踏まえ地方が行わねばならない事務に対応している。こうした国の関与の抜本的な廃止・縮小に対応して、算定の簡素化・透明化は進められていくべきものである。</p> <p>なお、このことは累次の基本方針でも述べており、また、基本方針2006では、国の基準付けがない行政分野を中心に、簡素な新しい基準による算定を行うとしたところである。</p>	<p>当会議は、国民の利便性の向上等の観点から、国と地方を通じた規制の合理化を進めることとしており、地方交付税についても、国の過剰関与の廃止・縮小に対応し、簡素化・透明化を進めていくべきものであると考え、問題意識として記載したところである。</p>
<p>(3) 資格制度の見直し            【問題意識】            イ 懲戒処分等の適正な実施            【具体的施策】            ア 懲戒処分等の適正な実施            (国土交通省)</p>	<p>「業務独占資格」とされているものには、個人的なレクリエーション等のために必要な資格等、多種多様な性格の資格が含まれていることから、処分内容等を公表するにあたっては、処分に際しての公表の目的・影響について詳細に検討すべきである。特に、処分対象者の氏名を公表するにあたっては、処分の内容等に応じ、国民が受けるメリットだけではなく処分対象者が受けるデメリットについても検討する必要がある。その上で、処分対象者の氏名を公表するか否かについて、処分対象者の置かれている環境や処分の原因となった不祥事の社会的影響の程度等を考慮し、公表に係る明確な基準を資格ごとに策定し、当該基準に基づいて公表を行うことにより、公表に係る恣意性を排除すべきである。</p> <p>以上の理由から、「処分内容等を公表するにあたっては、処分対象者の置かれている環境や、処分の原因となった不祥事の社会的影響の程度等を考慮し、公表に係る基準を明確にした上で、当該基準に照らして公表を行うべき」旨の内容を【問題意識】及び【具体的施策】に加えられたい。</p>	<p>業務独占資格において、社会的に公的な資格を取得した者が何らかの不祥事等により、処分を受けた場合には、透明性の確保を前提として、不祥事案の再発を抑止するとともに、資格者の提供するサービスの利用者である国民に注意を喚起することによって不測の損害を被ることを防止する観点からも、その内容を公表すべきと考えている。</p> <p>また、個人的なレクリエーション等のために必要な資格であっても、資格者や利用者の安全を図るのみではなく、一度事故等が起きると一般国民の安全を脅かす事態も想定され、処分を要する不適切な行為があった事実について、一般国民が知る機会是与えられるべきと考える。</p> <p>したがって、修文意見に応じられない。</p>
<p>(3) 資格制度の見直し            【具体的施策】            ウ 医師            (イ) 医師の資質維持・向上のための取組            (厚生労働省)</p>	<p>「(イ) 医師の資質維持・向上のための取組【逐次実施平成49年度検討・結論、平成49年度措置】」</p> <p>医師には、医師免許取得は終点ではなく、その取得を起点とした生涯に渡る職業人としての自発的な修練、研鑽が求められる。医師の知識・技能の水準は患者の生死に関わることであることから、特に臨床に当たる医師については、医師として一定水準以上の知識技能の維持は絶対的な条件であり、さらにはその向上を図ることは利用者の信頼にもつながる。そのため、医療制度や医療安全等の最新情報の提供のための講習の促進や保険医の再登録等の定期的に医療保険制度や医療安全等の最新情報にキャッチアップするための取組、医療安全等に関するガイドライン等を提供し必要に応じ、改定・周知することによる医師の自発的な知識・技能と資質向上をサポートするための取組等について、検討の上、所要の施策を講じるべきである。」と修正されたい。</p> <p>(理由)</p>	<p>当会議の見解としては、保険医等に定期的に医療保険制度や医療安全等の最新情報にキャッチアップするための取組を実施することで、以て何れの保険医等の医師が、須く最新且つ良質、より安全な医療を提供しえるような環境が最も望ましいものと考えており、その一つの方法として、保険医の再登録等を例示した。</p> <p>ご指摘では、保険医療機関の指定の更新時に必要な指導が行われており、保険医の再登録と同様の効果を得られているとのことであるが、国民への良質な医療の提供という観点から、現行の知識技量の定期的な更改の方法について、形骸化していないか、またより効果的な実施方法がないのかなど、改善の余地がないかということについて、現行制度や他の取組を総合的に検証すべきではないかと考えている。そのため、当会議として、現行制度で医療安全等の国民の期待に十分応えうる仕組みとなっているのかといった検証等を踏まえ、制度新設及び見直しの要否自体を判断するのが適当と考える。</p> <p>また、十分な検討は必要とは考えるものの、必近の課題として、早急に結</p>

	<p>適切な保険医療制度の運営の確保や医療制度等の最新の情報のキャッチアップのための取組として、現在、既に、効率的に効果的な指導を実施する観点から、保険医療機関の指定の更新時等に、医療機関単位で医師を始めとする職員に指導を実施することとしているところであり、重ねて、「保険医の再登録」制度を創設することは不適當である。</p>	<p>論を得るべき課題と考えている。 したがって、修文意見に応じられない。</p>
<p>(3) 資格制度の見直し 【具体的施策】 ウ 医師 (ウ) 専門医制度と医師免許との連携を含めた総合的な視点から医師資格制度の見直し (厚生労働省)</p>	<p>専門医については、平成18年7月12日より開催している医政局内の検討会における議論や各学会における取組の状況等を踏まえ、中長期的な検討が必要な課題であるため、実施時期を「逐次実施」と修正すべきである。</p>	<p>十分な検討は必要とは考えるものの、必近の課題として、早急に結論を得るべき課題と考えている。 したがって、修文意見に応じられない。</p>
<p>(3) 資格制度の見直し 【具体的施策】 エ 税理士 税務官公署職員に対する資格付与制度の在り方の見直し (財務省)</p>	<p>税理士は、他人の求めに応じて、税務代理、税務書類の作成、税務相談を行うことを業としている。こうした税務官公署との折衝を中心とする事務を行う税理士については、税理士試験合格者の他に、弁護士、公認会計士並びに一定の職業・事務に相当年数以上従事している者として税務職員などに対しても、前記業務を適正に行い得ると認められることから資格が付与されている。このような行政の専門実務家に対する資格試験免除制度は、我が国の他の公的資格や税理士類似制度を有する主要国においても見られるところであり、十分合理的であるとする。</p> <p>近年、税制改正等により納税義務者が増加する一方で、国税職員の定員事情は厳しい状況にあり、納税者を援助する税理士が、適正申告に果たす役割は益々大きくなってきている。公的性格が強く、無償であっても無資格では業務を行うことができない税理士において、長年税務に携わってきた職員の経験・専門性を活用することは、国家にとっても有益なことで考えられ、また、試験合格の税理士とは異なる様々な知識や能力(国際課税、財産評価、訴訟など)を有している職員が税理士として参入し納税者の多様なニーズに応えることは、国民生活の利便性の向上につながると考える。</p>	<p>当会議としては、特定の職務経験により、税理士試験以外の方法で資格を取得できることは、社会的にも公平性に欠けていると考えている。また、今年度、一部の税理士団体からも税務官公署職員に対する実務経験による資格付与制度について、公平性に欠けるという改革要望を受けたこともあり、検討を行ったものである。</p> <p>長年税務に関わってきた職員の経験・専門性の活用について、当会議として否定するものではないが、税理士試験は税理士として当然習得しておくべき事項について、出題がなされ合否の決定がなされるものと考えており、税理士に必要な経験・専門性を有する職員であれば、税理士試験を受験しても当然合格するものと考えているところである。</p>

	<p>税理士試験の免除制度については、貴会議の答申等も踏まえ、平成13年の税理士法改正において、一層の透明性の確保を図るための見直しを行ったところである。当庁としては、これに基づき確かな試験免除制度の運営に努めてきたところであるが、当該制度の国民の信頼性を高める見地から、更なる透明性の向上に努めていく。</p>	<p>税務職員が特例措置により資格を取得するにあたって受講している講習や試験の内容、合否を決める基準等が現在公表されておらず、透明性と質の確保の観点からもこれらの講習や試験の内容については、早急に公表すべきである。</p>
--	--	---